

「ダイジェスト版」

①要綱（要領）名	農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 （平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）
②制度概要	団体営農業農村整備事業に関する補助金等の交付について、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定めるもののほか、この要領で定めるもの。
③改正概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年10月31日付け規則等の一部改正により「交付手続等の電子化」が行われたことから、補助金等交付申請書等への押印を不要とするとともに、電磁的方法（電子メール）による申請書等の提出を可能とするため、要領本文及び別記様式を改正する ・ 「補助金等交付手続の見直し（令和8年度交付決定の補助事業より適用）」に係る規則等の一部改正が予定され、補助事業告示及び北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）（昭和49年北海道告示第809号）が廃止されることから、要領本文の改正並びに別表及び別紙の追加を行う ・ その他所要の改正
④制定（改正）年月日	令和8年4月1日改正
⑤所管部署	農政部農村振興局農業施設管理課（事業制度係）